

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バスアツ	サラカタ川水力発電所改善計画のための贈与に関する日本国政府とバスアツ共和国政府との間の交換公文	サラカタ川水力発電所関連施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 1. 水力発電所関連施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	573,000千円 H20. 1.25まで	H19. 1.26 ポートビ ラで (同日)	日本側 滑川雅士在バスアツ大使 バスアツ側 サトー・キル ヤン副官相兼外務大臣	H19. 2. 6 69号
バスアツ	バスアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバスアツ共和国政府との間の交換公文	バスアツの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むバスアツの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。 サラカタ川水力発電所改善計画を実施するために必要 1. 水力発電所関連施設の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及び資材並びにそれらの据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	100,000千円 -----	H19. 1.26 ポートビ ラで (同日)	日本側 滑川雅士在バスアツ大使 バスアツ側 サトー・キル ヤン副官相兼外務大臣	H19. 2. 6 70号
バスアツ	サラカタ川水力発電所改善計画のための贈与に関する日本国政府とバスアツ共和国政府との間の交換公文		707,000千円 H20. 3.31まで	H19. 6. 6 ポートビ ラで (同日)	日本側 滑川雅士在バスアツ大使 バスアツ側 サトー・キル ヤン副官相兼外務大臣	H19. 6.25 355号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。